

おくやみ ガイドブック

八尾市

このたびは、大切なご親族のご不幸に際しまして、心よりお悔み申し上げます。
今後の市役所を中心とした様々な手続きについて、ご遺族の方のご負担が
少しでも軽減されるよう、「おくやみガイドブック」を作成いたしました。
ご遺族のみなさまの一助になりましたら、幸いです。

令和8年度



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年3月発行
発行：八尾市

刊行物番号R7-97
編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。
広告主及び広告内容は本市が推奨するものではありません。

八尾市地元密着店1,000件以上*の不動産取引実績

あなたの希望に沿った 不動産売却・不動産買取を



株式会社寿ハウジング

近鉄八尾駅前店におまかせください!!

土地

戸建

マンション

アパート

長年の経験と確かな実績をもとに、お客様一人ひとりのご要望に合わせた不動産売却・買取を、迅速かつ丁寧にご提案します。

近鉄八尾駅
西口より
徒歩1分

「任せてよかった!」

お客様の喜びの声



I様
会社員

思った以上の価格で売却して頂きありがとうございました。納得できる価格で売却をして頂き感謝しています。

O様
自営業

1年以上他社に任せていて売却できていなかった家を寿ハウジングさんに任せてわずか1ヶ月で売却していただきました。

M様
会社員

相続したマンションを思った以上の価格で即金買取して頂きました。取引も親切丁寧にして頂きまして感謝しております。

※掲載内容はお客様個人の感想の一部です。

お客様に合わせた
売却プラン

よりご希望に沿った売却を目指す方には
不動産 仲介売却

長年培ってきた売却ノウハウで
お客様のご希望に応えます。

相続不動産売却などおまかせください!

急いで現金化したい方におすすめ!
不動産 直接買取

当社即金買取ならすぐ現金化可能!

仲介手数料無料、お荷物そのままOK!

どんな小さな悩みでも、まずはお気軽にご相談を。

査定無料

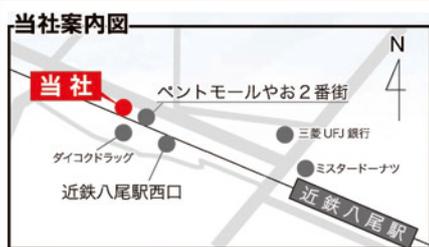
ご相談無料

秘密厳守

株式会社寿ハウジング

営業時間 ▶ 9:00~19:00 定休日 ▶ 水曜日

詳細はHPへ



0120-884-713

〒581-0802 大阪府八尾市北本町1-2ペントモールやお2番街

宅地建物取引業許可:
大阪府知事免許 (3) 第58389号

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

| 区分 | 必要な手続き | 主な手続き | 該当 | 済 | 担当課 | 参照ページ |
|--------|---------------------|---|----|--------------------------|-------------------|-------|
| 住民登録 | 世帯主の変更 | ●世帯主の変更(変更届) | | <input type="checkbox"/> | 市民課 | 3 |
| 年金 | 年金に関する手続き | ●厚生年金・国民年金を受給していた方 ●厚生年金に加入していた方 | | <input type="checkbox"/> | — | 3 |
| | | ●共済年金や企業年金等を受給していた方 ●共済組合や企業年金に加入していた方 | | <input type="checkbox"/> | — | 3 |
| | | ●障害基礎年金、遺族基礎年金または 寡婦年金のいずれかのみを受給していた方 | | <input type="checkbox"/> | 市民課 | 4 |
| | | ●国民年金に加入していた方 | | <input type="checkbox"/> | 市民課 | 4 |
| パスポート | パスポートの手続き | ●パスポートの返納手続き(有効期間内のものに限る) | | <input type="checkbox"/> | 市民課 | 5 |
| 保険 | 国民健康保険の手続き | ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の振込口座の変更 | | <input type="checkbox"/> | 健康保険課 | 6 |
| | 後期高齢者医療保険の手続き | ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の振込口座の変更 | | <input type="checkbox"/> | 健康保険課 (高齢者医療係) | 7 |
| 介護保険 | 介護保険の手続き(各種証の返納) | ●各種証の返納 | | <input type="checkbox"/> | 高齢介護課 | 8 |
| | 高額介護サービス費等の手続き | ●振込口座の変更 | | <input type="checkbox"/> | 高齢介護課 | |
| 税金 | 納税に関する手続き | ●相続人代表者の届出 | | <input type="checkbox"/> | 納税課 | 9 |
| 原付バイク | 原付バイクの廃車の手続きまたは名義変更 | ●廃車手続き ●名義変更の手続き | | <input type="checkbox"/> | 市民税課 | 9 |
| 障がい | 各種障がい者手帳の返還 | ●各種障がい者手帳の返還 | | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課 | 10 |
| | 特別障がい者手当等の手続き | ●特別障がい者手当の届出 ●障がい児福祉手当の届出 ●経過的福祉手当の届出 | | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課 | |
| 子ども | 特別児童扶養手当の手続き | (支給対象になっていた児童が亡くなった場合) ●資格喪失届または額改定届の提出 (手当を受給していた方が亡くなった場合) ●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出、 認定請求書の提出 | | <input type="checkbox"/> | こども若者 政策課 | 11 |
| | 児童手当の手続き | (支給対象になっていた児童が亡くなった場合) ●受給事由消滅届または額改定届の提出 (手当を受給していた方が亡くなった場合) ●受給事由消滅届・未支払請求書、認定請求書の提出 | | <input type="checkbox"/> | こども若者 政策課 | 12 |
| | 児童扶養手当の手続き | (支給対象になっていた児童が亡くなった場合) ●資格喪失届または額改定届の提出、証書の返納 (手当を受給していた方が亡くなった場合) ●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出、 認定請求書の提出、証書の返納 | | <input type="checkbox"/> | こども若者 政策課 | 13 |
| 市営住宅 | 市営住宅の手続き | 下記のいずれか (故人が名義人で同居者が新たに名義人となる時) ●市営住宅名義変更承認申請書の提出 (住宅を退去される時) ●市営住宅返還届の提出 (名義人でない同居者が亡くなったとき) ●異動届の提出 | | <input type="checkbox"/> | 住宅管理課 | 14 |
| し尿くみ取り | し尿くみ取りの手続き | (くみ取り世帯の方が亡くなった場合) ●届出内容の変更 (世帯人数、利用者名、くみ取りの廃止)の届出 | | <input type="checkbox"/> | 環境施設課 (環境衛生庁舎) | 14 |
| 墓地・納骨堂 | 市立墓地、市立納骨堂の手続き | ●市立墓地、市立納骨堂の承継申請 ●市立墓地、市立納骨堂への納骨届出 | | <input type="checkbox"/> | 環境施設課 | 15 |
| 飼い犬 | 飼い犬登録の手続き | ●飼い犬登録の変更届 | | <input type="checkbox"/> | 八尾市保健所 保健衛生課 | 15 |

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

| 区分 | 手続きの種類 | 主な手続き | 該当 | 済 | 問い合わせ先など |
|------------|-----------------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| 市役所以外での手続き | 生命保険 | 死亡保険金の請求・入院給付金の請求等 | | <input type="checkbox"/> | 加入している生命保険会社 |
| | 預貯金口座 | 口座凍結解除手続き | | <input type="checkbox"/> | 各金融機関等 |
| | 株式等 | 名義変更 | | <input type="checkbox"/> | 各証券会社等 |
| | 遺言書 | 作成 | | <input type="checkbox"/> | 東大阪公証役場 大阪府東大阪市永和2丁目1番1号 東大阪商工会議所3階 電話06-6725-3882 |
| | 固定電話・携帯電話 | 契約継承・解約 | | <input type="checkbox"/> | 各契約会社等 |
| | インターネット | 名義変更・解約 | | <input type="checkbox"/> | 各契約会社等 |
| | NHK受信料 | 名義変更・解約 | | <input type="checkbox"/> | フリーダイヤル 電話0120-151515 有料ダイヤル 電話050-3786-5003 |
| | 電気・ガス・水道 | 名義変更・解約 | | <input type="checkbox"/> | 領収書に記載されている会社及び営業所 |
| | 運転免許証 | 返納 | | <input type="checkbox"/> | 八尾警察署 八尾市高町3番18号 電話072-992-1234 (代表) |
| | クレジットカード | 解約 | | <input type="checkbox"/> | 各契約会社 |
| | ケーブルテレビ | 名義変更・解約 | | <input type="checkbox"/> | 各契約会社 |
| | 不動産登記関係 | 土地・家屋等相続登記 | | <input type="checkbox"/> | 大阪法務局 東大阪支局 東大阪市高井田元町2丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎 電話06-6782-5413 |
| | 国税関係 (相続税・所得税・消費税) | 相続税・所得税・消費税申告 | | <input type="checkbox"/> | 八尾税務署 八尾市高美町3丁目2番29号 電話072-992-1251 |
| 国債を所有していた方 | 記名変更・償還金受領 | | <input type="checkbox"/> | 償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局 | |

八尾市での 相続手続き、相続・認知症対策の ご相談はまるごとお任せください

相続手続きについて こんなお悩みありませんか？

- ☑ 忙しくて相続手続きをする時間が取れない
- ☑ 何から手を付けてよいか分からない
- ☑ 手続きに漏れがないか心配だ
- ☑ 相続財産の活用についてアドバイスしてほしい

司法書士複数在籍・オンライン相談対応可能



八尾地域に根ざした
司法書士事務所として
満足度No.1を目指します!!

まずはお電話ください

☎ **072-993-0117** 受付時間
9:00~18:00

お問い合わせの際、「おくやみガイドブックを見た」とお伝えください
1時間の無料相談をご用意しております



ゆずりは

杠司法書士法人

〒581-0003 大阪府八尾市本町2-12-4
近鉄大阪線「近鉄八尾」駅から徒歩9分
※お車でのご越しの方は、弊所敷地内に駐車場がございます

八尾オフィスまでの
詳しい行き方はこちら



市役所での手続き

世帯主の変更

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。故人と同一世帯の方が手続きできます。代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。

手続き・持ち物

●世帯主の変更(変更届)

<持ち物>

届出人の本人確認書類

受付窓口

●市民課 記録係
072-924-8533

期限

▶亡くなった日から14日以内

年金に関する手続き

厚生年金・国民年金を受給していた方／厚生年金に加入していた方

手続き

故人の基礎年金番号を確認し、年金事務所またはねんきんダイヤルにどのような手続きが必要かお問い合わせください。

受付窓口

●八尾年金事務所
072-996-7711
●ねんきんダイヤル
0570-05-1165

期限

▶速やかに

共済年金や企業年金等を受給していた方／共済組合や企業年金に加入していた方

手続き

各組合等にお問い合わせください

期限

▶速やかに

障害基礎年金、遺族基礎年金または寡婦年金のいずれかのみを受給していた方

年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

手続き・持ち物

故人の基礎年金番号を確認し、市民課国民年金係にどのような手続きが必要かお問い合わせください。

受付窓口

- 市民課 国民年金係
072-924-3848
- 八尾年金事務所
072-996-7711
- ねんきんダイヤル
0570-05-1165

期限

▶速やかに

国民年金に加入していた方

故人が国民年金に加入されていた場合、以下の年金や一時金が支給される可能性があります。

①遺族基礎年金

故人によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子(障害の状態にある場合は20歳)のいる配偶者」または「子」が受け取ることができます。

②死亡一時金

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族(1・配偶者、2・子、3・父母、4・孫、5・祖父母、6・兄弟姉妹の中で優先順位の高い方)が受け取ることができます。

③寡婦年金

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間および国民年金の保険料免除期間が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間受け取ることができます。

手続き・持ち物

故人の基礎年金番号を確認し、市民課国民年金係または年金事務所等にどのような手続きが必要かお問い合わせください。

問合せ先

- 市民課 国民年金係
072-924-3848
- 八尾年金事務所
072-996-7711
- ねんきんダイヤル
0570-05-1165

期限

▶速やかに

パスポートの手続き

故人がパスポート(有効期間内のもの)を所持されていた場合、次の手続きについて事前にご相談ください。

手続き・持ち物

●パスポートの返納手続き(有効期間内のものに限る)

<持ち物>

- 故人のパスポート
- 故人の死亡確認書類
(除籍謄本、死亡診断書等。コピーでも可)
- 手続きをする方の本人確認書類(運転免許証等)

受付窓口

- 市民課 パスポート担当
072-924-3955

期限

- ▶速やかに

メモ

35年の経験で 一歩進んだ遺品整理

テレビCM公開

一般社団法人
遺品整理士認定協会
優良事業所
認定

5年連続優良事業所認定

任せて良かったの
笑顔のため

全力を注ぎます。

不用品回収

小さなものから大きなものまで

遺品整理

故人が安らかに眠るための

高額査定で不用品回収費用が0円になったり、プラスになることも！

家の売買もお任せください！

- 遺品整理
- ゴミ屋敷片付け
- 産業廃棄物処理
- 機密情報処理
- 特殊清掃
(遺品整理士認定協会の研修済み)
- ハウスクリーニング
- 家財一式買取

〈遺品整理士、特殊清掃士資格〉
 〈産業廃棄物収集運搬業許可番号〉
 近畿2府4県 第132084号
 〈古物商許可番号〉
 第622221805048号



一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守しております。



遺品整理はこちら

<https://www.daiko-service.co.jp/>

株式会社 ダイコーサービス

ゴミ ゴミ イーヨ

0120-53-53-14

<https://www.daiko-service.jp/>

産業廃棄物はこちら



捨てずに 保管を！

本冊子をご提示の方

10%OFF

不用品回収に限ります。

無料見積

年中無休

24時間受付

即日対応

国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

<持ち物>

- 故人の「資格確認書」(お持ちの方のみ)
- 限度額適用認定証(お持ちの方のみ)
- 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

●葬祭費の支給申請

<持ち物>

- 喪主名義の通帳
- 葬儀の領収書・請求書・会葬礼状のいずれか(コピー可)

(故人が世帯主の場合のみ)

●高額療養費等の振込口座の変更

(既に申請書が届いている分のみ)

<持ち物>

- 相続人の通帳
- 申請者が相続人でない場合は委任状が必要です。

受付窓口

●健康保険課

(自動音声案内)

050-1720-4180

期限

▶各種証の返納

速やかに

▶葬祭費の支給申請

葬祭を行った日の翌日から
2年以内

▶高額療養費の申請

診療年月の翌月1日から
2年以内

メモ

グロースリンク税理士法人

相続 まるごと相談

何から手をつけていいかわからない

相続税がどの程度かかるのを知りたい

生前贈与の進め方を教えてほしい

将来に向けて家族で何を話しておくべきか
アドバイスがほしい

認知症になったときの財産管理が不安…

大切な家族に最後の想いを遺しておきたい

登記



保険



税金



遺言



不動産



グロースリンクグループなら

各専門分野のプロフェッショナルがワンストップで対応！

Growth Link
GROUP

無料相談受付中！

梅田オフィス

受付時間 9:00 ~ 17:00

06-6442-7187



〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-8-17
大阪第一生命ビルディング 15 階

大阪南オフィス

受付時間 9:00 ~ 17:00

072-335-1871



〒580-0043 大阪府松原市阿保 6-12-32

相談受付フォーム
こちらからも相談可能です！



後期高齢者医療保険の手続き

故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

<持ち物>

- 故人の「資格確認書」
- 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

●葬祭費の支給申請

<持ち物>

- 喪主名義の通帳
- 葬儀の領収書等(コピー可)

●高額療養費等の振込口座の変更

<持ち物>

- 相続人の通帳

※該当した場合のみ後日支給します。

受付窓口

- 健康保険課 高齢者医療係
072-924-3997

期限

- ▶ 葬祭費の支給申請
葬祭を行った日の翌日から
2年以内
- ▶ その他の手続き
速やかに

メモ

相続でお悩みなら 地元・八尾の司法書士に お任せください。

「いざという時、すぐ相談できる」地元の安心感。

八尾市の干場源太司法書士事務所が、皆様のお悩み一つひとつに丁寧にお応えします。

突然の相続、何から
始めればいいのか？



ご安心ください。まずは皆様のお話をじっくり伺いし、複雑な手続きを整理して「今、何をすべきか」の道筋を立てるところから一緒に始めます。



家や土地の名義、
どうすれば…



不動産を将来どうされるかにかかわらず、まず第一歩となるのが相続人様への名義変更（相続登記）です。ご負担の大きい書類集めから法務局への申請まで、すべて専門家にお任せください。



平日は相談に
行く時間がない…



お忙しい方のために、**当事務所は土日・祝日も柔軟に対応**しております。どうぞ、ご都合の良い日時をお聞かせください。



ご存知
ですか？

相続登記は法律上の「義務」です。

2024年4月から法律が変わり、不動産を相続したことを知った日から3年以内に登記をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。将来のトラブルを防ぐためにも、お早めにご相談ください。



相続登記以外にも遺産分割協議書の作成や遺言書の作成サポートなど幅広く対応
ご相談は無料 まずはお気軽にお電話ください。

干場源太司法書士事務所

✉ aat38160@gmail.com

〒581-0081 八尾市南本町2丁目3番8号

まずはお電話にてご希望の日時をご相談ください。



072-996-3000

介護保険の手続き(各種証の返納)

故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

<持ち物>

- 被保険者証
- 交付されている場合は負担割合証、負担限度額認定証

受付窓口

- 高齢介護課
072-924-9360

期限

- ▶速やかに

高額介護サービス費等の手続き

故人が高額介護サービス費等の支給を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●振込口座の変更

<持ち物>

- 相続人の本人確認書類
- 振込を希望する口座の通帳

受付窓口

- 高齢介護課
072-924-9360

期限

- ▶介護サービスの利用月の翌月から2年以内

メモ

心に寄り添う、 負担の少ない遺品整理を。

遺品整理や清掃は、心身へのご負担が大きく、ご家族だけで行うのは大変です。私たちは「寄り添う姿勢」と「専門的な知識・技術を用いた対応」で安心して任せいただける整理を行っています。

資格保有 スタッフが 在籍



遺品整理士などの専門資格を持つスタッフが、状況に応じたプランをご提案いたします。

気持ちに 寄り添う 親身な対応



ご家族の想いを大切に、気持ちに寄り添った整理を行います。一つひとつの現場に真摯に取り組む、お客さまの信頼と満足を大切にします。

アフター フォロー 体制



疑問点や不明点が残らないよう、作業終了後も丁寧な対応を心がけています。気になることがあれば、どんなこともお尋ねください。

お客様の安心を支える当社の体制

サービス 内容



遺品整理

思い出を尊重しながら丁寧に仕分け・整理



生前整理

ご自身の希望に合わせて、安心の準備をサポート



特殊清掃

専門技術で衛生面まで徹底ケア

当社の遺品整理は 心と時間のご負担を軽くします。

遺品整理から特殊清掃まで、専門のスキルと経験を活かし、ご家族に寄り添って、お困りごとを解決いたします。心と時間のご負担を軽減し、清潔な空間を取り戻すことで、安心して新たな一歩を踏み出せるようサポートいたします。

「どこまでお願いできるの?」「こんなことも頼めるかな?」
そんな時は、当社まで。小さなお困りごとでもお気軽にご相談ください。



RE Re:move

代表: 田中 亮太

〒532-0021 大阪府大阪市淀川区田川北3-4-36

一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守して行っております。

■古物商許可証 大阪府公安委員会 第62115R043374号 ■遺品整理士 認定 第IS26518号 ■事件現場特殊清掃士 認定 第CSC03155号 ■除菌・脱臭マイスター ■孤独死脱臭マイスター

お問い合わせ

営業時間 / 9:00~20:00

0120-09-5311



納税に関する手続き(相続人代表者の届出)

故人が市税(市・府民税・森林環境税、固定資産税、軽自動車税)を納付していた(課税されていた)場合、相続人代表者の届出をしてください。

手続き・持ち物

- 相続人代表者指定届の提出
<持ち物>
 - 手続きをする方の本人確認書類

受付窓口

- 納税課 072-924-8524
(2階③窓口)

期限

- ▶ 速やかに

原付バイクの廃車の手続きまたは名義変更

上記の他に、故人名義の原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車がある場合、廃車の手続きまたは名義変更をしてください。

手続き・持ち物

- 廃車手続き
<持ち物>
 - ナンバープレート
 - 標識交付証明書
 - 手続きをする方の本人確認書類
- 名義変更の手続き
<持ち物>
 - 標識交付証明書
 - 手続きをする方の本人確認書類

受付窓口

- 市民税課
072-924-3832
(2階①窓口)

期限

- ▶ 速やかに

※八尾市外の方への名義変更の場合は、「廃車手続き」になります。

メモ

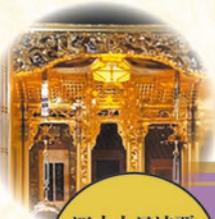


人生の節目に寄り添う整理・ご供養サポート

生前整理から お仏壇のお悩みまで



ご家族を想う気持ちに寄り添いながらお悩みをお伺いし、
お一人おひとりの状況にあわせたサービスを柔軟にご提案します。
どんな小さなことでも、まずはお気軽にご相談ください。



四十九日法要
までの対応も
ご相談ください

お仏壇に関する対応

お仏壇の洗浄

仏壇じまい

仏壇のお引越し

お位牌新調、過去帳記入など

お寺さんのお手配



整理・お片付けに関する対応

不用品買取・回収※

生前整理・遺品整理

家具移動からハウスクリーニング

海洋散骨のお手配

※一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。



当社の 強み

お仏壇の形や習わしには地域ごとの特色があります。当社は豊富な経験と専門知識に加え、
地元企業との連携による実績とノウハウで、丁寧に対応いたします。

お見積り無料

近畿圏内は迅速対応を心がけています。

平八堂

0120-722-636

提携:大黒クリーンサービス
営業時間 / 9:00~19:00

大阪市住之江区西住之江4-11-11
古物商許可番号 / 62128R052652 代表 / 太田 千春

LINEからも
お問い合わせOK



仏壇仏具サイト



生前整理
遺品整理サイト



各種障がい者手帳の返還

故人が次のいずれかの手帳を所持していた場合、手帳を返還してください。

手続き・持ち物

- 各種障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)の返還

<持ち物>

- 所持されている手帳

受付窓口

- 障がい福祉課
072-924-3838

期限

- ▶ 速やかに

特別障がい者手当等の手続き

故人が次のいずれかの手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 特別障がい者手当の届出
- 障がい児福祉手当の届出
- 経過的福祉手当の届出

<持ち物>

- 未払金がある場合は振込を希望する口座の通帳

受付窓口

- 障がい福祉課
072-924-3838

期限

- ▶ 速やかに

メモ



お客様の大切な想いを 100年先も受け継いでいく

ジュエリーに新たな命を吹き込み、「親から子」へ、「子から孫」へ。
「人と人」、「人とジュエリー」を繋げるお手伝いをいたします。

Story

お客様のジュエリーには、必ず大切なストーリーがあります。

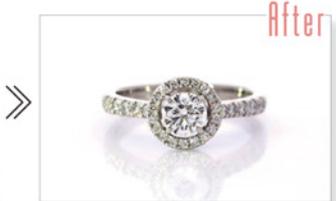


当店では、その想いを最大限に生かすために、可能な限りお持ちの素材を使用してリフォームを行っています。
思い出を受け継ぎながら、お手頃にリフォームできるのも魅力のひとつ。
デザインは店頭ジュエリーを参考にしたり、サンプル枠やデザイナーへのオーダーも可能です。

Reform

創業40年以上・2,500件以上のリフォーム実績があります。安心してお任せください。

※2011年～2025年10月時点・自社集計



爪爪のダイヤモンドリングを新しいデザインに



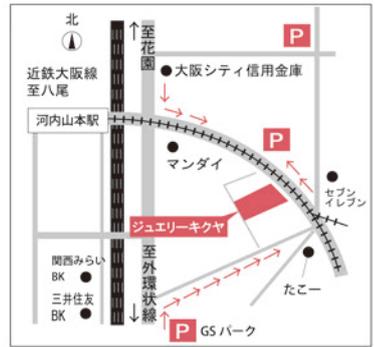
ゴールドのジュエリーを溶かして指輪にリフォーム

LINEで無料相談・お見積りいたします。お問い合わせは公式LINE・お電話にて。

ジュエリーを100年使えるお手伝い
ジュエリーキクヤ



代表: 西道 俊介



連絡先 **072-996-4130**

〒581-0013 八尾市山本町南4-1-9
営業時間 / 10:00～18:00 (木曜定休)
古物商許可番号 622231205566

ジュエリーキクヤ 検索
jewelry-kikuya.jp

ジュエリーを手放すことをお考えの方へ 買取店に持ち込む前に、まずはお相談を。ジュエリーの専門家が丁寧に査定いたします。

特別児童扶養手当の手続き

支給対象になっていた児童が亡くなった場合、資格喪失または額改定の届出をしてください。また手当を受給していた方が亡くなった場合、次の手続きをください。そのほか手当を受給している方の配偶者や同居親族が亡くなった場合も手続きが必要です。

手続き・持ち物

(支給対象になっていた児童が亡くなった場合)

●資格喪失届または額改定届の提出

<持ち物>

来庁者の本人確認書類

(手当を受給していた方が亡くなった場合)

●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出

<持ち物>

来庁者の本人確認書類

未支払分を受給する児童の通帳等の写し

●新たに対象児童を監護される方からの認定請求書の提出

個々の状況により必要となる書類が異なりますので、詳しくは受付窓口でご確認ください。

(手当を受給している方の配偶者や同居親族が亡くなった場合)

●支給停止関係届の提出

<持ち物>

来庁者の本人確認書類

受付窓口

●こども若者政策課
072-924-3839

期限

- ▶ 受給者死亡届
亡くなった日から14日以内
- ▶ その他の手続き
速やかに

メモ

相続税申告

のことなら

ウィズアップ税理士法人へ

お電話ください！

相続税申告を
税理士に依頼したい

相続税を抑える
ための方法が知りたい

不動産などの
評価について聞きたい



相続税のご相談・申告・手続きはお任せください！
まずはお気軽に弊社相続チームまでご相談ください！

 相続に関するあらゆるお悩みに対応！！

 相続税に精通した親しみやすいスタッフ

 初回面談（来所 or Web）は無料（二回目～は出張可）

ウィズアップ税理士法人

（相続チーム宛て）

〒542-0082

大阪府中央区島之内 1-22-20 堺筋ビルディング 3 階

営業時間：平日9:00～18:00（定休日/土・日・祝日）

FAX：06-6281-0370

HP：<https://withup.or.jp/>

E-mail：souzoku@withup.or.jp



☎ 06-6281-0361

八尾市のおくやみガイドブックをみたとお伝えください。



児童手当の手続き

支給対象になっていた児童が亡くなった場合、受給事由消滅または額改定の届出をしてください。また手当を受給していた方が亡くなった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

(支給対象になっていた児童が亡くなった場合)

●受給事由消滅届または額改定届の提出

<持ち物>

- 来庁者の本人確認書類

(手当を受給していた方が亡くなった場合)

●受給事由消滅届の提出

<持ち物>

- 来庁者の本人確認書類

●未支払児童手当の請求

<持ち物>

- 来庁者の本人確認書類
 未支払分を受給する児童の通帳等の写し

●新たに対象児童を監護される方からの認定請求書の提出

<持ち物>

- 請求者のマイナンバーが分かる書類
 請求者名義の口座番号が分かるもの
 その他必要書類

※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので詳しくは受付窓口でご確認ください。

受付窓口

- こども若者政策課
072-924-3839

期限

- ▶速やかに
新たに対象児童を監護される方からの認定請求書の提出については、亡くなった日の翌日から15日以内にお手続きください(期限を過ぎると支給できなくなる月が発生する場合があります)。

メモ

児童扶養手当の手続き

支給対象になっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失または額改定の届出をしてください。また手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。そのほか手当を受給している方の配偶者や同居親族が亡くなられた場合も手続きが必要です。

手続き・持ち物

(支給対象になっていた児童が亡くなられた場合)

●資格喪失届または額改定届の提出

<持ち物>

- 児童扶養手当証書

(手当を受給していた方が亡くなられた場合)

●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出

<持ち物>

- 来庁者の本人確認書類
 未支払分を受給する児童の通帳等の写し
 児童扶養手当証書

●新たに対象児童を監護される方からの認定請求書の提出

個々の状況により必要となる書類が異なりますので、詳しくは受付窓口でご確認ください。

(手当を受給している方の配偶者や同居親族が亡くなられた場合)

●受給事由変更届、支給停止関係届の提出

<持ち物>

- 児童扶養手当証書
 その他必要書類

※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは受付窓口でご確認ください。

受付窓口

- こども若者政策課
072-924-3839

期限

- ▶受給者死亡届
亡くなった日から14日以内
▶その他の手続き
速やかに

メモ

市営住宅の手続き

故人が市営住宅に入居していた場合、事前に受付窓口にご連絡のうえ、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

(故人が名義人で同居者が新たに名義人となる時)

- 市営住宅名義変更承認申請書の提出

※名義人になることができる同居者には、条件があります。

(住宅を退去される時)

- 市営住宅返還届の提出

(名義人でない同居人が亡くなった時)

- 異動届の提出

受付窓口

- 八尾市営住宅管理センター
072-924-3858

期限

- ▶速やかに

し尿くみ取りの手続き

故人がくみ取り世帯員であった場合、届出内容の変更(世帯人数、利用者名、くみ取りの廃止)の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 届出内容の変更申出

※持ち物はありません

受付窓口

- 市役所 本館 総合案内
- 環境施設課
八尾市環境衛生庁舎
072-997-2760

期限

- ▶速やかに

メモ

お見積もり
無料



遺品整理、 不動産のこと全て

1つの窓口で、最後まで安心サポート

対応サービス

※一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守して行っております。

- 遺品整理
- 不動産相続のご相談
- 残置物処分・お片付け
- 売却・賃貸のお手続き



スタッフ 松田

大切なものの整理。不安な手続き。何から始めればよいかわからない時、どうぞ頼ってください。ヒアリングから作業、引き渡しまで一貫対応します。お気軽にご相談ください！

☎072-975-3360

店頭へのご来店も大歓迎！お気軽にご相談下さい！



株式会社ホームルーム
〒582-0025 大阪府柏原市国分西 2-2-35
■営業時間：10:00~18:00 ■定休日：水曜日
宅建免許番号：大阪府知事(2)第58709号



市立墓地、市立納骨堂の手続き

故人が市立墓地、市立納骨堂の使用者であった場合、または、焼骨を納骨する場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●市立墓地、市立納骨堂の承継申請

<持ち物>

- 承継者の本人確認書類(コピー)
- 承継者の住民票(世帯全員、本籍・続柄記載のこと)
- 承継者の現在の戸籍謄本
- 現在の使用者の死亡が分かる戸籍謄本等
- 現在の使用者と承継者の関係及びそれぞれの家族関係が分かる戸籍謄本等

※承継者以外の親族の同意書を求める場合があります。

●市立墓地、市立納骨堂への納骨届出

<持ち物>

- 使用者の本人確認書類(コピー)
- 火葬許可証(火葬執行証明付き)、改葬許可証、分骨証明書のいずれか

※墓地(納骨堂)の使用者でないと手続きができません。

受付窓口

●環境施設課

072-992-2139

八尾市曙町2-11

八尾市立リサイクルセンター
学習プラザ3階

期限

▶墓地の承継申請

亡くなった日から3年以内

▶納骨堂の承継申請

速やかに

▶納骨届出

納骨前日まで

飼い犬登録の手続き

故人が犬を飼っていた場合、飼い主等の変更手続きをしてください。

手続き・持ち物

●飼い犬登録の変更届

<持ち物>

- 犬鑑札または狂犬病予防注射実施通知書

※見当たらない場合は、故人の氏名・住所・犬の名前等をお伝えください。

※電子申請による届出も可能です。

※犬がマイクロチップを装着し、かつ環境大臣指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに登録している場合は、登録サイトからお手続きください。

受付窓口

●八尾市保健所 保健衛生課

072-994-6643

期限

▶30日以内に

メモ

委任状

年 月 日

(あて先) 八尾市長

代理人 (窓口に来る人)

住 所

氏 名

私は上記の者を代理人と定め、下記事項に関する権限を委任します。

記

(故人) の死亡に伴う下記の事項に関する権限

・

・

・

委任者 (頼む人)

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

電話番号

- ※ 委任状は、委任者本人が記入してください。
- ※ 委任者の日中連絡のつく電話番号を記入してください。こちらから連絡する場合があります。

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❗ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❗ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
※原則として、委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

ハウズドゥに

あなたの

不動産 相続

マルっと
お任せ

ください

店舗数
No.1
不動産売買仲介専門
フランチャイズ

※ハウズドゥは不動産売買仲介専門 フランチャイズで店舗数第1位です。
「ビジネスチャンス」(2024年10月22日発行-2024年12月号)より

売買仲介件数
年間取引実績
31,169件
グループ合計

※2024年7月1日～2025年6月30日の
加盟店・直営店の合計仲介契約件数



ハウズドゥ
マスコット
キャラクター
DOくん

ハウズドゥでは不動産の 相続をしっかりサポート!

- ▼相続の複雑な書類手続きも、専門家との連携で対応
- ▼売却査定のスปีド対応、即価格提示可能
- ▼豊富な実績と地域密着で培った、信頼性の高い査定力
- ▼多様な不動産活用に合わせた解体・リフォーム提案力

ご希望に合わせた売却提案例

高値を目指す 即時現金化の
仲介売却 直接買取
安心の保証付き
買取保証仲介売却

お電話一本で無料出張査定

「何から始めればいいのか分からない」という方も、
まずはお気軽にご相談ください!

ハウス・リースバックなどCMを活かした宣伝力

HOUSEDO 近鉄八尾北

0120-617-780

所在地 〒581-0801
大阪府八尾市山城町2丁目1-28 山城ビル1F

TEL 072-973-6177 e-mail yao@amr21.jp

営業時間 9:00~18:00 <水曜定休>

【運営】株式会社アモレ

ハウズドゥ近鉄八尾北 検索

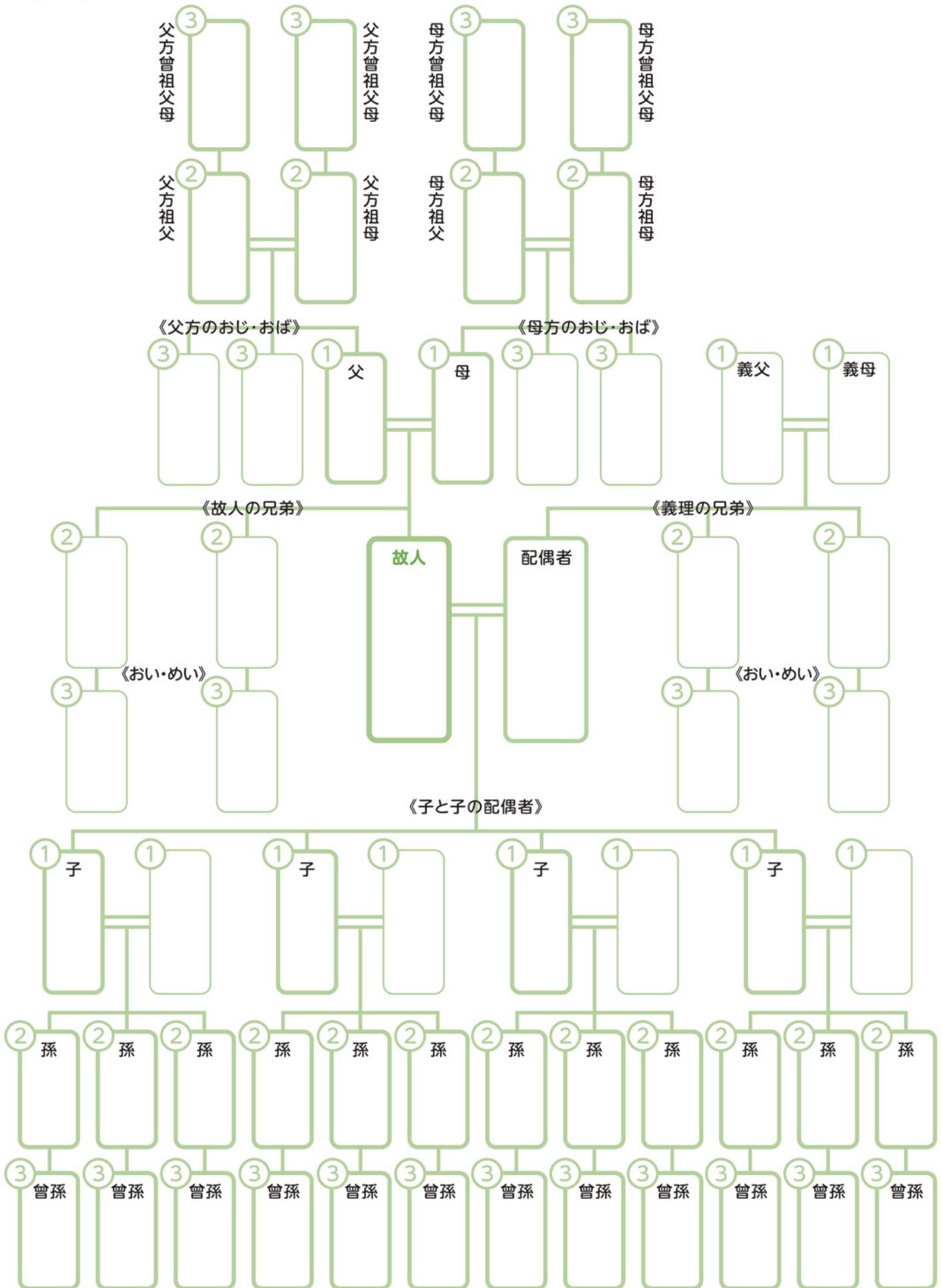
宅地建物取引業許可/大阪府知事 (01)第064057号



ホームページ

家系図

※数字は親等数





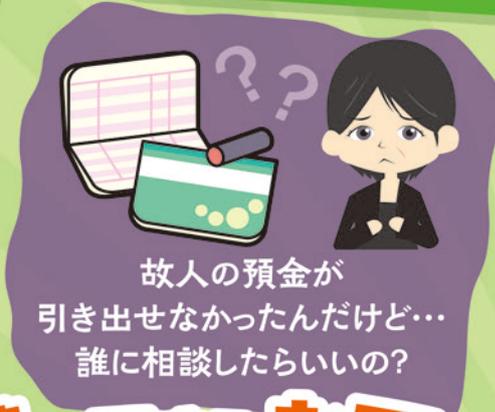
相続登記って、
何から始めたらいい…?

**一緒に
解決**していきます!

まずは
地元の司法書士に
ご相談ください。



相続手続きで親類の戸籍が
必要と言われたけど、
どうやって集めるの?



故人の預金が
引き出せなかったんだけど…
誰に相談したらいいの?

こんな**相続**に関する**お困りごと**とは

前田一章 司法書士事務所 お任せください!



「?」が多い相続手続きも、専門家と一緒になら安心です。
地元・八尾市の皆様のお力になれるよう、きめ細やかなサポートをお約束いたします。

- 相続手続きに関する相談
- 必要書類の収集、取得
- 遺産分割協議書作成
- 相続登記
- 金融機関での相続手続き

身動きが取れなくなる前に、まずは司法書士にご相談ください。一緒に解決していきます!

相談無料 ☎072-999-4083
【営業時間】 9時～18時(時間外・土日の対応はご相談ください)



親切・丁寧をモットーに、あなたのお困りごとに寄り添います
前田一章 司法書士事務所
●相続手続き ●遺言書作成 ●不動産登記 ●会社・法人登記
〒581-0802 八尾市北本町3丁目4-18 近鉄八尾駅から徒歩約10分
office.kazu.1001@gmail.com



この度は、心よりお悔やみ申し上げます。

遺品整理 は ネクストサポート にご相談ください

遺品整理士
在籍

女性スタッフ
在籍

皆様のお悩みに
沿ったサービスを
ご提供致します

故人様の遺品整理、形見分け整理、
お部屋の清掃、遺品の配送まで
親切丁寧に対応させていただきます。
お困りごとはネクストサポートに
お任せください。

ご相談・
見積り
無料



整理・片付け例



Before ▶ After

遺品の

供養・買取・配送まで
自社一貫体制 だから

迅速

確実

低価格

10年の実績

ご利用実績年間 500件

365日対応

お気軽に
お電話ください

ネクストサポート

営業時間 9:00~20:00

0120-511-880

お電話の際に「八尾市おくやみガイドブックを見た!」とお伝えください。

TEL.072-888-9949 FAX.072-819-0070 E-Mail info@n-support.com

運営：株式会社 ANJI
〒571-0029

大阪府門真市打越町9-3
<https://n-support.com/>

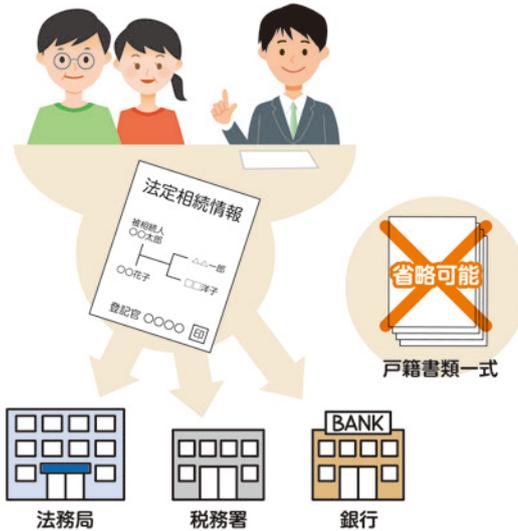
不定休

古物商許可番号 第622300155969号
遺品整理士認定番号 第1506624号
一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守しております

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。

これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。**(※)



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本 被相続人の住民票の除票 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

相続に関する 疑問や不安

どんなことでもお聞かせください

難しくて何から手をつけたらいいかわからない・・・

相続のこと、誰に相談したらいいの？

そんなお悩みはありませんか？



あირის司法書士事務所

女性司法書士が
対応します



当事務所では、
話しやすく丁寧な対応を心がけています。

「専門家はちょっと緊張する…」
という方でも、安心してください!

司法書士 **森本 真悠**



当事務所でできること



相続に関するサポート

遺産承継とは、相続した財産を
実際に分けて受け取るために行
う手続きのことです。当事務所
は、これらの書類作成や提出を
まとめてお手伝いし、手続きの負
担をできるだけ軽くします。

- 登記名義人の住所・氏名変更登記
※令和8年4月1日より義務化されます!
- 不動産売買・贈与に伴う登記
- 相続人調査
- 遺産分割協議
- 相続登記
- 相続放棄

相続登記は法律で義務化され
ました。故人名義のまま不動産
を放置すると、10万円以下の過
料(行政罰)が科される可能性が
あります。大切な手続きは、ぜひ
当事務所へおまかせください。

- 遺産承継
・預貯金や証券口座の名義変更
・生命保険金の請求
- 遺言書作成
- 成年後見

他士業との連携

税理士・行政書士とも連携しており、相続全体を
しっかりサポート。手続きに不安がある方も、
お一人で悩まずぜひご相談ください。



その他取扱い業務

- ・会社設立 ・本店移転 ・役員変更 ・法人登記全般
- ・住宅ローン完済に伴う抵当権抹消手続き ・債務整理

まずはお気軽にご連絡ください
電話・メール・FAXでご予約を承っております。

完全事前予約制

☎072-992-1370

FAX 072-992-1371

Email info@irislegaloffice.com

営業時間 9:00-18:00 定休日 土・日・祝 (事前にご相談いただければ、夜間・休日でも対応いたします。)

あირის司法書士事務所 〒581-0868 八尾市西山本町1-1-15-201号



“初めて知る、お墓のこと”

ご親族のご逝去をきっかけに、「お墓の存在を初めて知った」「自分が継ぐことになった」というご相談が増えており、突然のことでお困りの方も多くいらっしゃいます。まずは私たちにお話をお聞かせください。

お墓を通して、想いを刻む。想いをつなぐ。

追加
彫刻

ご先祖様への敬意を、一文字ずつ形に。

当社では、戒名・法名の追加彫刻(追彫)や文字の色入れ直しを数多く手がけています。一文字ひと文字に、ご先祖様への感謝や敬意を込めて、職人が心を込めて彫刻いたします。

1体45,000円(税込)～ ※現場の状況や文字の色入れ、書類手続き、彫刻の大きさなどにより、別途費用がかかる場合がございます。



墓
じまい

墓じまいは、供養のかたちを変えること。

「お墓が遠い」「子どもに負担をかけたくない」などの理由から、墓じまいや撤去を選ぶ方が増えています。供養の場を見直すことは、ご先祖様への敬意とご家族への思いやりを両立する選択肢です。



新規
建立

ご家族のための、あたらしいお墓づくり。

お墓の新規建立も承っております。ご家族にとって、最も安心できる供養のかたちをご提案します。



「何から始めればいいのか分からない」という方へ。

現地調査からご提案まで、当社が丁寧にサポートいたします。ぜひ一度ご相談ください。



「冊子を見た」とお伝えください お問い合わせは電話またはeメールから

近畿圏内
対応可能

☎072-949-3779

Email terao-sekizai@osaka.zaq.jp

玉屋石材産業

代表者 寺尾 賢二

〒581-0094

八尾市志紀町西4-19-20

TEL:072-949-3779

一寺尾石材一
東大阪工場

〒578-0932 東大阪市玉串町東3-4-66
TEL:072-974-5211

ホームページ
はこちら



Instagram
はこちら



もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2040年には高齢者の約7人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。

万が一に備えて、成年後見制度の利用を検討してみましょう。

成年後見制度

法定後見人と任意後見人

後見人には、法定後見人と任意後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護[※]に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるように契約において設定することが重要になります。

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えて
大切ね!



所有者に
判断力がなくなった
後に選任される

法定後見人



所有者に
判断能力がある時に
定める

任意後見人

後見人が
空き家を売却
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限り、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による
相続は
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

創業90余年 熟練の職人が作るこだわりの老舗仏壇店

お仏壇・仏事のことなら何でもおまかせください



豊富な品揃え

金仏壇・唐木仏壇をはじめ
常時展示数300基以上
地域密着なのでアフターサービス
設置・配送・修理も万全

お位牌



一週間前後で出来上がり
夫婦彫りも対応

家具調モダン仏壇



ライフスタイルにぴったりの
ウッド調からライト色まで多数

上置き仏壇



置く場所を選ばない
コンパクトなサイズで種類豊富

(株) 八光堂 仏具店

テレビ番組で紹介された仏壇製造直営店です。

八光堂仏具店 検索 

八尾店 〒581-0003 大阪府八尾市本町3丁目1-17
TEL 072(992)3000 FAX 0120(159)413

ホームページ <https://www.hakkodou.com>

お仏壇クリーニング専門サイト <https://www.hakkodou.com/cleaning/>

JA全農大阪・JA和歌山県農取扱店 近畿日本鉄道労働組合取扱店 融通念佛宗御用達

営業時間
9:00~18:30
木曜日定休



駐車場完備



本社工場 八尾市南久宝寺

八光殿では、お葬式後の専門家が お客様のお困りごとに対応いたします。

どんな些細なことでも構いません。

お葬式後のお悩みは、頼れる専門家に安心してご相談ください。



法要

- 「法要専用の会館」を完備
- 満中陰法要・一周忌法要の準備にお悩みの方
- ご自宅で法要できない方など



お葬式後の各種手続き

- ※「不動産登記」は、令和6年4月より**義務化!!**
- 不動産登記、金融関係、遺産相続にお困りの方など



お仏壇

- お仏壇の購入を考えているが後の世代に迷惑をかけたくないとお悩みの方
- お持ちの仏壇の買い替え、リフォームをお考えの方など



お墓・永代供養

- 納骨先や納骨方法にお悩みの方
- お墓の引越しやリフォームをお考えの方など



手元供養

- いつまでも故人様を身近に感じたい方
- 異なる世帯それぞれでご遺骨を守りたい方など



遺品整理

- 故人様のゆかりの品のお供養にお悩みの方
- ご自宅の整理をお考えの方など

一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。

八光殿でお葬式をしていない方でもご対応いたしますので、お気軽にお葬式後の専門家にご相談ください。



あなたの街の葬儀社
八光殿
HAKKODEN

TEAR
ティアグループ

当社はティア（東証上場）の子会社です。



お電話での相談も24時間365日受付中

0120-775-507

